

指定居宅介護支援事業者運営規定

合同会社 十与一
さくら並木の介護相談

第1条（事業の目的）

合同会社十与一が開設するさくら並木の介護相談（以下「事業者」という。）が行う指定居宅介護支援・介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援・介護予防支援事業を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

介護支援専門員は、利用者が要支援・要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。またその提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 さくら並木の介護相談
2. 所在地 不破郡垂井町 1101-4 オフィス 1

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤専従）※主任介護支援専門員を兼ねる。
管理者は、事業所の従業者の管理及び、指定居宅介護支援・介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員
主任介護支援専門員 1名（常勤専従 1名）
介護支援・介護予防支援業務および質の高い介護支援・介護予防支援業務のためのスーパーバイザー的役割を担う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月～土曜日とする（事業所営業日）。※訪問・相談は月～土曜日の間、適宜行う。
但し、国民の祝祭日、盆休暇（8月の3日間）、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
2. 営業時間 午前9時～午後5時、土曜日午前9時～12時
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（居宅介護支援の内容及び、提供方法）

居宅介護支援・介護予防支援の内容及び提供方法は次のとおりとする。

- 1) 居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画書の作成
- 2) 居宅サービス事業者との連絡調整
- 3) 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- 4) 指定介護保険施設との連絡調整
- 5) その他の居宅介護支援業務・介護予防支援
- 6) 使用する課題分析は、必要な分析項目を含む課題分析票をもって行うこととする。
- 7) 利用者の相談を受ける場所は自宅もしくは相談室内とし、必要ある場合はその他利用者の秘密を守れる場所で行う。
- 8) サービス担当者会議の開催場所は、原則、自宅もしくは事業所内とし、必要ある場合はその他利用者の秘密を守れる場所で行う。
- 9) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、必要に応じて訪問することとし、法令に従い訪問を行う（概ね介護月に1回、予防支援3月に1回）。
- 10) 事業者は人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。
 - ①利用者の同意を得ること。
 - ②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。（利用者の状態が安定していること。利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。家族のサポートがある場合も含む）。テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業者との連携により情報を収集すること）。
 - ③少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。
- 11) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治医等が判断した場合、利用者又はその家族の意向を把握し、同意を得た上で、主治医等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅を訪問し、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施する。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行う。

第7条（利用料等）

1. 指定居宅介護支援・介護予防支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援・介護予防支援事業が法定代理受領サービスである時には無料とする。
2. 通常の事業実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車使用の場合は実施地域を超える片道1kmにつき20円を基準として徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、大垣市・垂井町・関ヶ原町・養老町等の西濃圏域とする。

第9条（緊急時等における対応方法）

介護支援専門員は、居宅介護支援・介護予防支援を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに必要な対応を行う。

第10条（その他運営に関する重要事項）

1. 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため別に定める定期的な研修（権利擁護・虐待防止、感染症対策、災害対策含む）の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 利用者に関する情報の記録、サービス提供にあたっての留意事項にかかる伝達等を目的とした会議の記録を5年間保存する。上記の記録の他、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書・契約書・利用票控え（同意サイン）等、利用者に関する書類は紙媒体での保存の他、必要に応じてスキャン（電磁）保存とする。
3. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
5. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
6. 事業者は、利用者から相談・苦情等に対する体制を整備し、自ら提供した居宅介護支援・介護予防支援又は居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画書に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情に対し、迅速かつ適切に対応する。
7. 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じる。権利擁護・虐待防止に関する責任者として管理者を選任し保険者・地域包括支援センター等と適宜、協議相談を行う。必要に応じ成年後見制度の利用を案内する。
8. 事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

○相談・苦情等対応窓口

管理者電話番号：0584-93-1171

○県・各市町村の苦情相談窓口

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談係 058-275-9826 (FAX:275-7635)

垂井町役場 0584-22-1151 大垣市役所 0584-81-4111

関ヶ原町役場 0584-43-1111 養老町役場 0584-32-1100

附則

この規定は、2023年8月1日から施行する。

改訂：

2024年4月1日（事業における介護予防支援、虐待防止条項等、介護保険改正に伴う追記）